

○介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○介護老人保健施設の人員、設備及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)</p>	<p>○沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月26日沖縄県条例第83号)</p>	
<p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第十三条 省略 2～6 省略 7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針) 第16条 省略 2～6 省略 7 介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等) 第二十六条 省略 2 省略 3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第30条 省略 2 省略 3 介護老人保健施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 介護老人保健施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(非常災害対策) 第二十八条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第32条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>2 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p>
<p>第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準 (介護保健施設サービスの取扱方針) 第四十三条 省略 2～8 省略 9 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準 (介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 省略 2～8 省略 9 ユニット型介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。<u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十八条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十条 第五条から第九条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條から第二十四条の二まで及び第二十八条から第三十八条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十五条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十四条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十八条第二項第二号中「第八条第四項」とあるのは「第五十条において準用する第八条第四項」と、第三十八条第二項第三号中「第九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第九条第二項」と、第二十四条の二中「第十四条」とあるのは「第五十条において準用する第十四条」と、第三十八条第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十条において準用する第二十二條」と、第二十四条の二第四号及び第三十八条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第三項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三條第七項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第15条まで、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、<u>ユニット型介護老人保健施設について準用する。</u>この場合において、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「介護老人保健施設」とあるのは「ユニット型介護老人保健施設」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第32条第2項の解釈をユニット型介護老人保健施設に準用する。</p>